千葉市新基本計画審議会設置条例

(設置)

- 第1条 本市は、千葉市新基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新基本計画に関する事項について審議 し、市長に答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体を代表する者
- 3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでと する。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市 長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
 - (千葉市新総合ビジョン審議会設置条例の廃止)
- 2 千葉市新総合ビジョン審議会設置条例(平成11年千葉市条例第5号)は、 廃止する。

千葉市新基本計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例(平成22年条例第28号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

- 第2条 条例第6条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。
 - (1) 地方創生部会
 - (2) 政策評価部会
 - 2 前各号の部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
 - 3 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 4 地方創生部会は、呼称を千葉市まち・ひと・しごと創生会議とする。

(部会長及び副部会長)

- 第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第4条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会 長の決するところによる。

(報告)

第5条 部会長は部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係 者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附則

- この要綱は、平成27年7月27日から施行する。
- この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

別表

* *	
部会名	所掌事務
地方創生部会	 1 千葉市まち・ひと・しごと創生推進本部が策定する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申(案)の作成に関すること。
政策評価部会	 1 千葉市新基本計画の政策評価に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申(案)の作成に関すること。

委員名簿

氏 名	所 属
芦沢 哲蔵	帝京平成大学 名誉教授
伊藤 佳世子	市民委員
入江 康文	一般社団法人千葉市医師会 会長
岩崎 久美子	放送大学 教授
岡本 眞一	東京情報大学総合情報学部 名誉教授
金谷 善治	市民委員
黒岩 亮子	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 准教授
河野 功	千葉商工会議所 常務理事
遠山 孝行	千葉市町内自治会連絡協議会 会長
轟 朝幸	日本大学理工学部交通システム工学科 教授
松嵜洋子	千葉大学教育学部 教授
山田 治徳	早稲田大学政治経済学術院 教授

(五十音順)